

2010年4月吉日

雇用保険料率変更のお知らせ

ミツイワ情報株式会社 サポートセンター
電話 03-4360-3115
(土日祝日を除く 9:30~17:00)
FAX 03-4360-3112

拝啓

時下ますますご清栄のことお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

すでにご存知のこととは存じますが、**平成22年4月分**から雇用保険料率が改定されます。ご使用頂いております給与計算システムの雇用保険料率データ変更が必要になります。次頁の手順書をご参考の上、データ修正作業をして下さいますようお願い申し上げます。

◆料率の変更処理は、4月支給の給与計算前に行ってください。

敬具

(記)

【改定後の料率】

平成22年度概算保険料の計算に使用します。

※料率の数値は、分母を1,000としたときの値です。()内は、21年度の掛金率

事業種類	個人負担	法人負担	全体
一般の事業	6.0 (4.0)	9.50 (7.0)	15.5 (11.0)
農林水産 清酒製造の事業	7.0 (5.0)	10.5 (8.0)	17.5 (13.0)
建設の事業	7.0 (5.0)	11.5 (9.0)	18.5 (14.0)

詳しい操作手順は、次頁の「雇用保険料率変更に伴う修正手順書」を参照して下さい。

雇用保険料率変更に伴う修正手順書

(1) 雇用保険料率の変更(雇用保険料率を設定して控除している場合)

- ① メインメニューより「システム情報」(「マスタ 1(F7)」タグ)を選択します。
- ② 「システム情報」より「システム基本 2」タグを選択し、修正モードにして「雇用保険料率」の「個人負担」「法人負担」のそれぞれを修正(それぞれ分母が1,000のときの分子値を入力)します。

※複数社運用されているお客様は、会社毎に設定を変更してください。

	0.000	0.000
雇用保険料率	6.000	9.500

「雇用保険料率」の「個人負担」「法人負担」を修正

※注意

4月給与振込前の状態で雇用保険料率を修正する場合は、給与データ登録画面にて「再計算」を実行して下さい。

新料率で、雇用保険額が算出されます。

(2) 雇用保険料を手入力で設定している場合の変更

- ① メインメニューより「基本マスタ個別登録」(「マスタ 2(F8)」)タグを選択します。
- ② 「基本マスタ個別登録」より「時間外・通勤・保険」タグを選択し、「雇用保険」が手入力になっている方を修正モードにて「雇用保険」の「個人負担」「会社負担」のそれぞれ金額を修正します。

雇用保険	2	手入力		
	個人負担		法人負担	
		0		0
		0		0
		0		0
		0		0
雇用保険額		3,360		5,320

「雇用保険」区分が手入力になっている場合、「雇用保険額」を修正

※注意

月次給与計算完了後、雇用保険額を修正する場合は、給与データ登録の修正モードで「雇用保険」項目のデータを直接個人毎に手入力して下さい。

基本マスタのデータ修正をして給与データ登録で再計算をしてもデータは、修正されません。

以上